

# 山歩き部会 会則

平成22年8月26日制定  
2018.3.12改定R7

- 目的 会員相互間の親睦を図り、山、自然を愛すると共に、自己の健康維持に努めることを活動の目的とする。
- 名称 1) 松愛会三重支部山歩き部会（以下、山歩き部会と略称する）と言う。
- 資格 1) 松愛会に加入し、山歩き部会に入会していること。  
2) 松愛会に加入しておりその家族の参加もよいものとする。  
3) 特別参加は山歩き部会役員が認めた場合は参加出来るものとする。
- 年度構成 1) 本年4月より翌年3月までを1年とする。
- 役員 1) 役員は、部会長 1名と部会相談役 1名で構成する。
- 役員の任期 1) 運営を円滑に推進するため2年を任期とし留年は拒まないものとする。
- 役員の選出 1) 会長の後任は現会長が選出した方をお願いするものとするが、部会員と協議の上、三重支部役員が後任の役員選出を努力するものとする。  
2) 相談役の後任は現相談役が選出したお方をお願いするものとする。
- 役員の役割 (部会長) 1) 松愛会会員で山歩き部会に入会された方は会員名簿作成・登録し名簿を作成する。  
2) 年度初めに年間活動計画を作成し、三重支部役員会に提出する。  
3) 活動内容、実績を整理保管すると共に、三重支部役員会に提出する。  
4) 会員の安全を第一とし、単独、危険行動に走るような人には注意すると共に、会員の同意を得て除名する権限をもつ。  
5) 活動実施報告は都度HP委員、会報レポーターに記事を作成し渡すこと。
- (相談役) 1) 山歩き、トレッキング、登山に相当な知識、見識を有している人物とし、コース選定は歩きなれた、経験のあるコースを基本とする。  
2) 会員の体力、技能、時節、時間等を勘案し行き先案を決定する。  
3) 行き先案は、常に会員の意見要望を聴衆する。  
4) 活動当日でも会員の体調を判断し、行程変更を決定する事が出来る。  
5) 参加多人数で小単位に纏める必要がある時には、グループリーダーや世話役を任命する事ができる。  
ただし、相談役が不在の時は部会長が相談役を兼務することができる。
- 案内連絡 (部会長) 1) 基本は会員はメールアドレス登録し、活動案内は会長がメール連絡する。メールが無い場合は電話、FAX. で連絡する。  
2) 具体的活動日程は各自の都合、お天気の前報を含め決定する、また会員の都合により日程変更する場合もあるが、参加率50%以上で決行する。  
3) 装備、準備、持参物、注意事項等についても連絡を行う。  
4) 実施当日の天候状況、前報により中止、順延は、各会員へ連絡を行う。
- 安全対策 1) 山歩き部会・ガイドライン(付表1)に基づいて行動する。